

大月市簡易水道事業給水条例（平成 9 年大月市条例第36号）新旧対照表

改正後				現行																																																																																																																							
（給水区域） 第 2 条 大月市簡易水道事業の給水区域は、大月市の次の区域内とする。 <table><tr><td>笹子町</td><td>追分</td><td>黒野田</td><td>あみだ海</td><td>原吉久保</td><td>白野</td></tr><tr><td>初狩町</td><td>立河原</td><td>神戸</td><td>側子</td><td>下初狩</td><td>藤沢</td><td>日向</td></tr><tr><td>大月町</td><td colspan="5">真木（恵能野を除く。）</td></tr><tr><td>賑岡町</td><td colspan="5">西奥山の一部 浅利の一部</td></tr><tr><td>七保町</td><td colspan="5">上和田</td></tr><tr><td>猿橋町</td><td>幡野</td><td>_____</td><td>小篠</td><td>小沢</td><td></td></tr><tr><td>富浜町</td><td>宮谷</td><td colspan="4">中野の一部</td></tr><tr><td>梁川町</td><td>立野</td><td colspan="4">塩瀬</td></tr></table> （給水装置の新設等の申込） 第 5 条 （略） 2 前項の新設申込者は、申込みに際し次に掲げる新規加入金（以下本条において「加入金」という。）に 1 0 0 分の 1 0 8 を乗じて得た額を納入しなければならない。ただし、給水装置の所有者がその装置を廃止して同口径の給水装置を別に新設する場合はこの限りではない。 <table><tr><td rowspan="3">メーターの口径</td><td colspan="3">加入金額</td></tr><tr><td rowspan="2">真木簡易水道</td><td>笹子西部簡易水道</td><td>間明野・桑西簡易水道</td></tr><tr><td>笹子東部簡易水道</td><td>水道</td></tr></table>				笹子町	追分	黒野田	あみだ海	原吉久保	白野	初狩町	立河原	神戸	側子	下初狩	藤沢	日向	大月町	真木（恵能野を除く。）					賑岡町	西奥山の一部 浅利の一部					七保町	上和田					猿橋町	幡野	_____	小篠	小沢		富浜町	宮谷	中野の一部				梁川町	立野	塩瀬				メーターの口径	加入金額			真木簡易水道	笹子西部簡易水道	間明野・桑西簡易水道	笹子東部簡易水道	水道	（給水区域） 第 2 条 大月市簡易水道事業の給水区域は、大月市の次の区域内とする。 <table><tr><td>笹子町</td><td>追分</td><td>黒野田</td><td>あみだ海</td><td>原吉久保</td><td>白野</td></tr><tr><td>初狩町</td><td>立河原</td><td>神戸</td><td>側子</td><td>下初狩</td><td>藤沢</td><td>日向</td></tr><tr><td>大月町</td><td colspan="5">真木（恵能野を除く。）</td></tr><tr><td>賑岡町</td><td colspan="5">西奥山の一部 浅利の一部</td></tr><tr><td>七保町</td><td colspan="5">上和田</td></tr><tr><td>猿橋町</td><td>幡野</td><td>田中</td><td>小篠</td><td>小沢</td><td></td></tr><tr><td>富浜町</td><td>宮谷</td><td colspan="4">中野の一部</td></tr><tr><td>梁川町</td><td>立野</td><td colspan="4">塩瀬</td></tr></table> （給水装置の新設等の申込） 第 5 条 （略） 2 前項の新設申込者は、申込みに際し次に掲げる新規加入金（以下本条において「加入金」という。） _____を納入しなければならない。ただし、給水装置の所有者がその装置を廃止して同口径の給水装置を別に新設する場合はこの限りではない。 _____ <table><tr><td rowspan="3">メーターの口径</td><td colspan="3">加入金額</td></tr><tr><td rowspan="2">真木簡易水道</td><td>笹子西部簡易水道</td><td>間明野・桑西簡易水道</td></tr><tr><td>笹子東部簡易水道</td><td>水道</td></tr></table>				笹子町	追分	黒野田	あみだ海	原吉久保	白野	初狩町	立河原	神戸	側子	下初狩	藤沢	日向	大月町	真木（恵能野を除く。）					賑岡町	西奥山の一部 浅利の一部					七保町	上和田					猿橋町	幡野	田中	小篠	小沢		富浜町	宮谷	中野の一部				梁川町	立野	塩瀬				メーターの口径	加入金額			真木簡易水道	笹子西部簡易水道	間明野・桑西簡易水道	笹子東部簡易水道	水道
笹子町	追分	黒野田	あみだ海	原吉久保	白野																																																																																																																						
初狩町	立河原	神戸	側子	下初狩	藤沢	日向																																																																																																																					
大月町	真木（恵能野を除く。）																																																																																																																										
賑岡町	西奥山の一部 浅利の一部																																																																																																																										
七保町	上和田																																																																																																																										
猿橋町	幡野	_____	小篠	小沢																																																																																																																							
富浜町	宮谷	中野の一部																																																																																																																									
梁川町	立野	塩瀬																																																																																																																									
メーターの口径	加入金額																																																																																																																										
	真木簡易水道	笹子西部簡易水道	間明野・桑西簡易水道																																																																																																																								
		笹子東部簡易水道	水道																																																																																																																								
笹子町	追分	黒野田	あみだ海	原吉久保	白野																																																																																																																						
初狩町	立河原	神戸	側子	下初狩	藤沢	日向																																																																																																																					
大月町	真木（恵能野を除く。）																																																																																																																										
賑岡町	西奥山の一部 浅利の一部																																																																																																																										
七保町	上和田																																																																																																																										
猿橋町	幡野	田中	小篠	小沢																																																																																																																							
富浜町	宮谷	中野の一部																																																																																																																									
梁川町	立野	塩瀬																																																																																																																									
メーターの口径	加入金額																																																																																																																										
	真木簡易水道	笹子西部簡易水道	間明野・桑西簡易水道																																																																																																																								
		笹子東部簡易水道	水道																																																																																																																								

		初狩東部簡易水道 賑岡西部簡易水道 塩瀬簡易水道	
13ミリメートル	50,000円	60,000円	74,000円
20同上	100,000円	120,000円	205,000円
25同上	200,000円	240,000円	390,000円
30同上	300,000円	360,000円	630,000円
40同上	市長が別に定める額	市長が別に定める額	市長が別に定める額

3 前項の規定にかかわらず、水道メーターの口径を増す場合の加入金の額は、新口径に応じる加入金の額と旧口径に応じる加入金の額の差額に100分の108を乗じて得た額とする。

4 (略)
(料金)

第23条 料金は、別表の基本料金と水量料金に100分の108を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

2 メーターの使用料は、次の使用料に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

メーターの口径	使用料 (1ヵ月につき)
---------	--------------

		笹子東部簡易水道 初狩東部簡易水道 賑岡西部簡易水道 塩瀬簡易水道	水道
13ミリメートル	52,500円	63,000円	77,700円
20同上	105,000円	126,000円	215,250円
25同上	210,000円	252,000円	409,500円
30同上	315,000円	378,000円	661,500円
40同上	市長が別に定める額	市長が別に定める額	市長が別に定める額

3 前項の規定にかかわらず、水道メーターの口径を増す場合の加入金の額は、新口径に応じる加入金の額と旧口径に応じる加入金の額の差額とする。

4 (略)
(料金)

第23条 料金は、別表の基本料金と水量料金との合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

2 メーターの使用料は、次のとおりとする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

--	--

13ミリメートル	60円
20同上	100円
25同上	150円
30同上	200円
40同上	250円
50同上	900円
75ミリメートル以上	市長が別に定める額

3 (略)

別表（第23条関係）

水道料金

施設名		基本料金（1ヶ月につき）			水量料金（1立方メートルにつき）
		水量		料金	
笹子町 笹子西部及び笹子東部等	メーター口径	13ミリメートル	20立方メートル	2,000円	使用水量 21立方メートル以上50立方メートル以下80円
		20同上	同上	2,800円	51立方メートル以上80立方メートル以下90円
		25同上	同上	3,600円	81立方メートル以上100円
		30同上	同上	7,200円	
		40同上	同上	11,800円	
		50同上	同上	17,700円	
初狩町	初狩東部	メーター	13ミリメートル	2,000円	使用水量

メーターの口径	使用料（1ヵ月につき）
13ミリメートル	63円
20同上	105円
25同上	157円
30同上	210円
40同上	262円
50同上	945円
75ミリメートル以上	市長が別に定める額

3 (略)

別表（第23条関係）

水道料金

施設名		基本料金（1ヶ月につき）			水量料金（1立方メートルにつき）
		水量		料金	
笹子町 笹子西部及び笹子東部等	メーター口径	13ミリメートル	20立方メートル	2,100円	使用水量 21立方メートル以上50立方メートル以下84円
		20同上	同上	2,940円	51立方メートル以上80立方メートル以下94円
		25同上	同上	3,780円	81立方メートル以上100円
		30同上	同上	7,560円	
		40同上	同上	12,390円	
		50同上	同上	18,585円	
初狩町	初狩東部	メーター	13ミリメートル	2,100円	使用水量

		一口径等	メートル	米		21立方米以上50 立方以下80円
			20同上	同上	2,800円	51立方米以上80 立方以下90円
			25同上	同上	3,600円	81立方米以上10 0円
			30同上	同上	7,200円	
			40同上	同上	11,800円	
			50同上	同上	17,700円	
大月町	真木	メータ 一口径等	13ミリ メートル	20立方 米	2,000円	使用水量 21立方米以上10 0立方以下30円
			20同上	同上	2,800円	101立方米以上1 50立方以下50 円
			25同上	同上	3,600円	
			30同上	同上	7,200円	
			40同上	同上	11,800円	151立方米以上9 0円
			50同上	同上	17,700円	
	間明野桑西	20立方			2,000円	50円
賑岡町	賑岡西部	メータ 一口径等	13ミリ メートル	20立方 米	2,000円	使用水量 21立方米以上50 立方以下80円
			20同上	同上	2,800円	51立方米以上80 立方以下90円
			25同上	同上	3,600円	81立方米以上10 0円
			30同上	同上	7,200円	

		一口径等	メートル	米		21立方米以上50 立方以下84円
			20同上	同上	2,940円	51立方米以上80 立方以下94円
			25同上	同上	3,780円	81立方米以上10 0円
			30同上	同上	7,560円	
			40同上	同上	12,390円	
			50同上	同上	18,585円	
大月町	真木	メータ 一口径等	13ミリ メートル	20立方 米	2,100円	使用水量 21立方米以上10 0立方以下31円
			20同上	同上	2,940円	101立方米以上1 50立方以下52 円
			25同上	同上	3,780円	
			30同上	同上	7,560円	
			40同上	同上	12,390円	151立方米以上9 4円
			50同上	同上	18,585円	
	間明野桑西	20立方			2,100円	52円
賑岡町	賑岡西部	メータ 一口径等	13ミリ メートル	20立方 米	2,100円	使用水量 21立方米以上50 立方以下84円
			20同上	同上	2,940円	51立方米以上80 立方以下94円
			25同上	同上	3,780円	81立方米以上10 0円
			30同上	同上	7,560円	

			40同上	同上	<u>11,800円</u>	<u>0円</u>
			50同上	同上	<u>17,700円</u>	
梁川町	立野	20立方米			<u>450円</u>	<u>15円</u>
	塩瀬	20立方米			<u>1,800円</u>	使用水量 <u>21立方米以上50</u> <u>立方米以下70円</u> <u>51立方米以上80</u> <u>立方米以下80円</u> <u>81立方米以上90</u> <u>円</u>
上記以外の施設		10立法米			<u>200円</u>	<u>20円</u>

			40同上	同上	<u>12,390円</u>	<u>5円</u>
			50同上	同上	<u>18,585円</u>	
梁川町	立野	20立方米			<u>472円</u>	<u>15円</u>
	塩瀬	20立方米			<u>1,890円</u>	使用水量 <u>21立方米以上50</u> <u>立方米以下73円</u> <u>51立方米以上80</u> <u>立方米以下84円</u> <u>81立方米以上94</u> <u>円</u>
上記以外の施設		10立法米			<u>210円</u>	<u>21円</u>